

長 号 外
令和 4 年 2 月 2 日

各介護サービス施設・事業所の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

日頃より、本県高齢者福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本補助金については、「介護職員処遇改善支援補助金に係る介護サービス事業所・施設等向けリーフレット及びコールセンターの設置について」（令和 4 年 1 月 28 日長号外岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長通知）により、リーフレット及び国実施要綱案をお示ししたところですが、実施要綱案 7 の（1）に定める都道府県知事への賃金改善開始の報告に係る様式を別添のとおり定めましたので、下記により提出くださるようお願いします。

記

1 提出期限

令和 4 年 2 月 28 日（月）【原則】

※ ただし、令和 4 年 3 月分とまとめて同年 2 月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年 3 月 31 日（木）までに提出すること。また、やむを得ない事情により、令和 4 年 2 月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告様式を提出すること。

2 提出方法

原則、メールにて御提出願います。（メールでの提出が難しい場合は郵送ください）

3 提出先

メールの場合：AD0005@pref.iwate.jp

郵送の場合：岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当
（〒020-8570 盛岡市内丸 10-1）

4 報告様式

別添のとおり（県ホームページからもダウンロードできます）

URL：<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1049767.html>

【担当】介護福祉担当 小田島
電話：019-629-5435
E-mail：AD0005@pref.iwate.jp